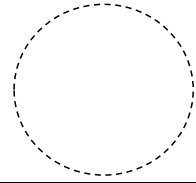


記入例

相続人代表者指定届出書
兼固定資産現所有者申告書

市民税・県民税
固定資産税・都市計画税



宗像市長 あて 令和 年 月 日

地方税法第9条の2第1項及び施行令第2条に規定する相続人の代表者【被相続人に係る市税（市県民税・固定資産税・都市計画税）の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者】を下記のとおり指定し、届け出ます。併せて同法第384条の3並びに宗像市税条例第74条の3に規定する現所有者を申告します。

被相続人	住所	〒811-**** 宗像市東郷一丁目1番1号		通知書CD ※記入不要	
	フリガナ	ムナカタ タロウ		0 0 0 記入不要	
	氏名	宗像 太郎		令和 **年 **月 **日	
相続人の代表者	住所	〒811-**** 宗像市東郷一丁目1番1号		代表CD ※記入不要	
	フリガナ	ムナカタ ハナコ		0 0 0 記入不要	
	氏名	宗像 花子		続柄	相続分
	生年月日	昭和 **年 **月 **日		電話番号	0000-00-0000
相続財産管理人その他の申告者	住所又は居所	〒 -		連絡先・備考	
	フリガナ				
	氏名	相続人がいる場合は記入不要			

今回、亡くなられた方を記入してください。

相続人のうち納税通知書等の書類を受領していただく代表者を記入してください。（自署をお願いします）

この届出の税目を○で囲んでください。○で囲んでいない場合は、下記の市税すべての届出として取り扱います。

市民税 県民税	固定資産税 都市計画税	この届出の対象となる資産
		別紙のとおり

相続人代表者を除く、相続人全員の氏名を記入してください。
※書ききれない場合は裏面にお書きください。

代表者以外の相続人	住所	〒811-**** 宗像市東郷一丁目1番1号		生年月日 大昭平令 **年 **月 **日	
	フリガナ	ムナカタ カズオ	電話番号	続柄	相続分
	氏名	宗像 一夫	0000-00-0000	長男	1/4
	住所	〒811-**** 宗像市東郷一丁目1番1号		生年月日 大昭平令 **年 **月 **日	
フリガナ	ムナカタ カズコ	電話番号	続柄	相続分	
氏名	宗像 和子	0000-00-0000	長女	1/4	

※記載欄は裏面まで続きます。

※代表者は署名してください。相続人は全員記載してください。代表者(申告者)の本人確認を行うことがあります。裏面の注意事項に留意のこと。以下の欄は記入しないでください。

税務課	期間開始日	年 月 日	処理者	受取方法	<input type="checkbox"/> 郵送
	終了年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 窓口
	処理年月日	年 月 日	確認者	控え	<input type="checkbox"/> 済
	口座の有無	有()・無			<input type="checkbox"/> 不要
処理欄	新住民コード	有(有りの場合は必ず右記処理を)・無	新住民コードへの相代人設定処理		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要

代表者以外の相続人	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				

相続人代表者の指定と共有者の連帯納税義務

地方税法（以下「法」と略称）第9条の2第1項により、相続人が二人以上あるときは、相続人の代表者（滞納処分を除き、納税通知書等を受け取る代表）を指定することができます。ただし、共有物の所有者は、連帯して納税義務を負います（法第10条の2第1項）。

固定資産税の納税義務者

固定資産の相続登記または遺産分割が完了するまでは、相続人が、賦課期日（1月1日）において固定資産を現に所有する者（法第343条第2項後段）つまり固定資産税の納税義務者となります。

現所有者申告と相続人代表者の届出

法第384条の3並びに市税条例第74条の3により、固定資産現所有者（相続人全員）の申告制度ができました。この用紙は固定資産の現所有者及び代表の申告と、市税一般にかかる代表者の届出を兼ねます。届出以後、例年当初の納税通知書等は、代表者へ送付します。

相続の承認

相続の限定承認または放棄は、最終住所を管轄する家庭裁判所で申述してください。限定承認された資産に関する未納税額については、相続分を上回る課税はされません（法第9条第1項）。相続放棄した人は、初めから相続人にならなかったものとみなされます（民法第939条）。申述が受理されたら、申述受理証明書か、申述受理通知の写しをこの申告書に添付してください。

添付書類

他に次のような相続にかかる決定があったときは、それを証する書面（写し）を添付してください。
遺産分割：相続人全員の協議書または家庭裁判所の審判書
遺言：遺言状

修正申告

この申告をした後に上記の決定があったときは、その書面を添えて修正申告してください。

相続の登記

法務局で移転登記すると、市役所に通知が来て、所有者が変更されます。この場合は申告不要です。なお、この申告では登記されないの、必ず法務局で申請してください。